

発達障害学生への支援・合理的配慮に関する調査研究

— A大学の教員を対象にしたアンケート調査より —

内野 悌司¹⁾

キーワード：発達障害，学生支援，合理的配慮

A Study of Support and Reasonable Accommodations for Students with Developmental disorders:
A Questionnaire Survey of Faculty Members of A University

Teji UCHINO¹⁾

Key words: developmental disorders, student support, reasonable accommodations

I. 目的

わが国では、平成28年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）が施行された。それに伴い、高等教育機関は障害のある学生の修学機会を保障し、合理的配慮の提供に取り組まなくてはならなくなった。文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（平成24年）¹⁾において、「大学等における合理的配慮」とは、「障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に

対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされている。発達障害のある大学生の具体的な支援内容を記述し、体系化をめざす先行研究として、国立特別支援教育総合研究所（以下、特総研）と日本学生支援機構（以下、JASSO）の共同研究（2004～2006）²⁻³⁾、井野ら（2009）⁴⁾の研究などがある。これらの研究では、困難場面と支援内容の分類と具体的な支援例をまとめ、支援にどのような効果があったかなどが明らかにされている。その一方で、発達障害及び発達障害の傾向のある学生（以下、発達障害学生）に対する教育現場では、必要かつ適当な変更・調整を行う合理的配慮について、どのような特定の場合に必要と考えるか、均衡を失せず、過重な負担を課さない具体的な変更・調整とは、どのようなものであると考えるかは、一定

1) 広島大学保健管理センター

1) Health Service Center, Hiroshima University

の合意が得られているとは今のところいえないだろう。学生の状況に応じた個別的特性に配慮するものであるから、現在はそうした事例の支援実践や支援方法、合意形成などの蓄積を行う試行錯誤の段階と考えられる。本研究はそのような経過において、発達障害学生に対して、どのような特定の場合に配慮が必要と考え、いかなる支援が適切と考えるかなど、学生を教育する現場の教員の意識を明らかにすることを目的にした。

II. 方法

本研究は、科学研究費助成を得た研究（以下、科研^註）の一環において、筆者が研究分担者として行ったものであり、方法については2016年度の科研研究班で協議して決定したものを採用している。

調査は、A大学（学生数1万人以上で10の研究科からなる総合大学）において、X年7月から8月にかけて行った。調査対象は、これまで筆者が発達障害学生の所属する部局の教職員と連携して支援した実績のある5部局の教員とした。実施方法は、調査対象者にアンケート用紙を配布し、回答後、返信用封筒（無記名）にて学内便で返送してもらった。

調査項目は、回答者の属性に関する5項目、回答者の発達障害学生への合理的配慮についての研修経験や支援経験などに関する6項目、発達障害学生への合理的配慮の内容について意識を問う26項目、合理的配慮を行ううえで検討すべき事項に関する5項目からなる。なお、発達障害学生への合理的配慮の内容について意識を問う質問26項目は、4件法の回答であり、「自分（あるいは周囲の教員）は、このような配慮をすでに行っている」、「自分（あるいは周囲の教員）はこれまで行ったことはないが、このような配慮を求められれば、実行可能である」、「自分（あるいは周囲の教員）はこれまで行ったことはないし、このような配慮を求められても実行するのは難しそうだ」、「自分（あるいは周囲の教員）はこれまで行ったことはないし、かつ、このような配慮は必要ない（あるいは、すべきではない）」から選択するように

なっている。合理的配慮を行ううえで検討すべき事項に関する質問は、医学的な診断の有無について、教育理念や教育目標にかかわる問題について、他の学生等との公平性の問題について、教員の労力の問題について、必要となる経費や施設・機材の問題について教員の意識を問うており、4件法の選択肢の中から回答するとともに、意見があれば自由記述で記入するようになっている。

III. 結果

配布数は706で回答数は201であり、回収率は28.5%であった。回答者の専門分野は、人文科学6名（3.0%）、社会科学8名（4.0%）、理学46名（22.9%）、工学63名（31.3%）、農学27名（13.4%）、教育25名（12.4%）、総合科学24名（11.9%）、未記入2名（1.0%）であった。

回答者の職名は、教授83名（41.3%）、准教授77名（38.3%）、講師4名（2.0%）、助教37名（18.4%）であった。

障害のある学生、あるいは発達障害のある学生への合理的配慮に関して受けた研修経験について、「合理的配慮について具体例を含めた研修を受けたことかある」が32名（15.9%）、「合理的配慮について具体例は含まないが簡単な研修を受けたことかある」が48名（23.9%）、「合理的配慮について研修を受けたことはない」が121名（60.2%）であった。障害のある学生、あるいは発達障害のある学生への合理的配慮に関する教員同士で、あるいはカウンセラーや医師などの専門職者との話し合いの有無については、「話し合ったことがある」が102名（50.7%）、「話し合ったことがない」が99名（49.3%）であった。障害のある学生、発達障害のある学生への合理的配慮に関して調べたことがあるかという質問については、「調べたことがある」が94名（46.8%）で、「調べたことはない」が107名（53.2%）であった。発達障害のある学生への合理的配慮についての研修や連携が、まだ十分行われていない実態が示唆されていた。

発達障害学生への指導経験については、「指導教員としても教育科目の教員としても指導したことがある」が50名（24.9%）、「指導教員として指

導したことがある」が20名(10.0%)、「教育科目の教員として指導したことがある」が51名(25.4%)、「指導したことはない」が80名(39.8%)であり、回答者の6割は指導経験があった。

発達障害学生への配慮経験については、複数回答可で以下の通りであった。総回答数の割合から見ると、「教員自身の判断で配慮をしたことがある」が82名(44.6%)、「本人もしくは保護者の要望で何らかの配慮をしたことがある」が42名(22.8%)、「学生相談室・学生支援部署などからの要請で何らかの配慮をしたことがある」が46名(25.0%)、「配慮の必要性を感じたことがなく、配慮はしなかった」が12名(6.5%)、「配慮の要請があったが、配慮はしなかった」が2名(1.1%)、無回答(=配慮経験がない)が80名(30.3%)であり、発達障害学生の指導経験をもつ教員の92.4%は配慮を行っていた。

発達障害学生への対応に迷った時の相談・支援窓口について、「相談できる窓口が学内にあることを知っている」が143名(71.1%)、「相談できる窓口が学内にあるかどうか知らない」が53名(26.4%)、「相談できる窓口は学内に整備されていない」が2名(1.0%)、無回答が3名(1.5%)であった。

発達障害学生への合理的配慮の内容について、教員としてどのように考えるかという質問に対する回答は表1の通りであった。

合理的配慮を行ううえで検討すべき事項についての5項目について、選択肢に対する回答数と選択肢(表の左の数字)に対応する自由記述(特徴的な意見を抜粋)は、表2～6の通りであった。

IV. 考 察

1. 「実行可能」と回答した内容の分析

すでに実施しているものを含め9割程度が実行可能としている項目は、「学内の相談窓口に行くことを勧める」「相談窓口で教員が連絡を取る、連れて行くなどして、学生を繋ぐ」「学内の相談機関に連絡をとり、支援策を相談する」「講義内容を録音することを許可する」「講義内容をパソコンでメモすることを許可する」「教室での当該

学生の座席位置を調整したり事前に確保したりする」であった。相談窓口で学生を繋いだり、支援策を相談したり、講義内容を電子機器で記録することを認めたり、座席位置の調整をすることは、必要な配慮としてほぼ認められ、対応の難しさの認知は低かった。

4分の3程度が実行可能としている項目は、「入学前相談を受け、提供可能な支援などを説明する」「学生の出身高校との情報共有」「定期的な面談を行う」「履修登録の仕方や手順などの説明」「課題の提出や試験について指示を聞き逃す場合に個別に伝達する」であった。入学前相談や高大連携、定期的な面談や履修の仕方、課題や試験についての個別相談は、4分の3程度が実行可能となっていた。その一方で、「対応の難しさ」の認知については2割前後、「不必要」という回答は1.5%～7.0%となっており、「履修登録の仕方や手順の説明」や「課題の提出や試験について指示を聞き逃す場合に個別に伝達する」といった個別対応が必要かどうかについて疑問に思う教員が少数いることが推察された。

3分の2程度が実行可能としている項目は、「履修について説明し時間割の作成を支援する」「資料の電子データを提供する」「課題の提出期限の延長を認める」「試験の別室受験を認める」「学外での実習等において予想される困難やそのさいの対処について、実習前に当該学生と個別に話し合う」「学外での実習等において、当該学生が希望すれば、実習先に当該学生の特性を説明し配慮を依頼する」であった。「履修について説明し時間割の作成を支援する」は、「履修登録の仕方や手順などの説明」に比べて5.8%減少し、「対応の難しさ」の認知は4.0%増加し、「不必要」という回答は3.0%増加している。これらの項目の回答結果は、教員の負担感が影響していると推察される。その一方で「学外での実習」に関する項目については、「不必要」という回答は3.5%と低く、無回答が14%台となっており、「学外での実習」にかかる配慮や支援は手間暇かかっても、「不必要」ではないとみなされる割合が、他の項目に比べて高いと考えられる。これらについては、表3

表1. 発達障害及び発達障害の傾向がある学生への合理的配慮の内容について、教員としてどのように考えるか、お尋ねします

回答数 (%)

質問項目	すでに実施	実行可能	実行 難しそう	不必要	無回答
1 入学前に当該学生や保護者から相談を受け、提供可能な支援などを説明する	22(10.9)	131(65.2)	44(21.9)	31.5)	1(0.5)
2 出身高校の教員等から連絡を受け、現在までの状況やこれまでの支援体制について情報を共有する	6(3.0)	144(71.6)	44(21.9)	6(3.0)	1(0.5)
3 当該学生との定期的な面談を行う	32(15.9)	124(61.7)	38(18.9)	5(2.5)	2(1.0)
4 学内の相談窓口(保健室・学生相談室・教務窓口等)に行くことを勧める	65(32.3)	129(64.2)	4(2.0)	2(1.0)	1(0.5)
5 相談窓口で教員が連絡を取る、連れていくなどして、学生を繋ぐことを試みる	45(22.4)	136(67.7)	15(7.5)	4(2.0)	1(0.5)
6 教員が学内の相談機関に連絡をとり、支援策を相談する	45(22.4)	129(64.2)	21(10.4)	5(2.5)	1(0.5)
7 どの科目を履修する必要があるかを説明しその学生の時間割の作成を支援する	17(8.5)	120(59.7)	44(21.9)	20(10.0)	0(0)
8 履修登録の仕方や手順などを説明する	21(10.4)	130(64.7)	36(17.9)	14(7.0)	0(0)
9 休み時間、一人で静かに過ごせるスペース(休憩室)を提供する	7(3.5)	65(32.3)	106(52.7)	23(11.4)	0(0)
10 授業の形態や評価方法がその学生にわかるように詳細なシラバスを作成する	13(6.5)	88(43.8)	81(40.3)	19(9.5)	0(0)
11 授業内容についての詳細な資料を準備して渡す	17(8.5)	83(41.3)	79(39.3)	20(10.0)	2(1.0)
12 資料の電子データを提供する	13(6.5)	113(56.2)	55(27.4)	19(9.5)	1(0.5)
13 講義内容を録音することを許可する(録音機材は当該学生が準備)	20(10.0)	164(81.6)	9(4.5)	6(3.0)	2(1.0)
14 講義内容をパソコンでメモすることを許可する(パソコンは当該学生が準備)	20(10.0)	164(81.6)	9(4.5)	6(3.0)	2(1.0)
15 教室での当該学生の座席位置を調整したり事前に確保したりする	26(12.9)	156(77.6)	12(6.0)	6(3.0)	1(0.5)
16 課題の提出期限の延長を認める	19(9.5)	116(57.7)	39(19.4)	26(12.9)	1(0.5)
17 課題の提出や試験について指示を聞き逃す場合に、個別に伝達する	15(7.5)	143(71.1)	31(15.4)	11(5.5)	1(0.5)
18 同じ科目に何度も落第する場合、学習の仕方などについて個別に指導する	10(5.0)	112(55.7)	56(27.9)	21(10.4)	2(1.0)
19 同じ科目に何度も落第する場合、代替科目の履修を特別に認める	3(1.5)	70(34.8)	79(39.3)	47(23.4)	2(1.0)
20 試験時間の延長を認める	9(4.5)	96(47.8)	57(28.4)	37(18.4)	2(1.0)
21 試験ではなくレポート提出などの代替課題によって成績を評価する	9(4.5)	106(52.7)	50(24.9)	35(17.4)	1(0.5)
22 試験の際の別室受験を認める	4(2.0)	125(62.2)	56(27.9)	15(7.5)	1(0.5)
23 実験や実習において解りやすい手順説明資料を作成し配布する	5(2.5)	95(47.3)	58(28.9)	19(9.5)	24(11.9)
24 当該学生に個別に対応する TA(ティーチング・アシスタント)を配置する	7(3.5)	78(38.8)	75(37.3)	17(8.5)	24(11.9)
25 学外での実習等において予想される困難やそのさの対処について、実習開始前に当該学生と個別に話し合う	3(1.5)	131(65.2)	31(15.4)	7(3.5)	29(14.4)
26 学外での実習等において、当該学生が希望すれば、実習先に当該学生の特性を説明し配慮を依頼する	7(3.5)	119(59.2)	38(18.9)	7(3.5)	30(14.9)

表2 (A) 医学的な診断の有無について

項 目	回答数 (%)
1 医師による診断書が大学側に提出されたとしても、個別的配慮は考え難い	3 (1.5)
2 医師による診断書が大学側に提出された場合にのみ、個別的配慮を考える	22 (10.9)
3 医師による診断書が提出されていなくても、学内のカウンセラー等が発達障害の可能性がある と判断する場合は、個別的配慮を考える	104 (51.7)
4 医師による診断書や学内のカウンセラー等による判断がない場合でも、当該学生が修学上 困っていることがわかれば、それに対して配慮を行う	56 (27.9)
無回答	5 (2.5)

自 由 記 述

2	基準が明確でないと対応が難しい。
	一教員が判断できるものではない。専門医による診断と配慮の範囲に関する所見が必要と感ずる。 カウンセラーの判断で決まってしまうと、対象となる学生が多くなってしまいう可能性がある。また、学生 がその制度を悪用してなりすますことも考えられるのでは。
3	診断書はあったほうがよいが、実際には個別ケースで対応せざるを得ない。
	診断書があったほうが、指導者も本人も対応しやすいと考える。グレーゾーンは、指導者側の判断が難しく、 適切な対応が合理的に実施できるかどうか不安があるし、負担も大きい。
	診断が出るかでないかはDrによって診断結果が変わる可能性があるし、診断が明確に出なくても、発達 障害傾向の人はいて、本人の困り感はあると思う。そのため、学内のカウンセラーの見立てを配慮を考え る基準にしてもいいと思う。
4	受け入れ側の判断（診断）と本人からの申し出の両方が整うことが継続的な支援体制づくりのための条件 としては望ましいと思う。
	毎年クラスで約10%の学生に、なんらかの精神的あるいは心理的問題を抱えた学生がいるように思いま す。一般教員では、その学生の悩みが一過的な問題か、発達障害か、精神病的病か、性格的問題（個性） かを判断することが困難です。できるだけ早い医師の診断と治療が必要だと思います。本人、家族、クラ スメイト、教員誰もがどんな病気かがわかりません。原因不明な「生きづらさ」を抱えて長年苦しんでい るのがかわいそうです。短期の治療では回復しないことがほとんどなので、休学中退はやむを得ないと思 いますが、学生自身がなんの病気なのかを把握するために、医師の治療が必要です。
	どのような配慮が可能か、適切かが問題であって、医学的所見の有無は関係ない。なぜなら、当該プログ ラムの卒業生として期待されている能力の有無が重要なのであり、この時、社会からの要請や期待が医学 的所見で変化するわけではない。
	高等教育の場合は、学生の自己理解も促し、自己理解することも可能だと思われるので、診断は必要だし 重要だと考える。他方で、グレーゾーンであるからといって、配慮の対象とならないということは、教育 上ありえないと考える。

表3 (B) 教育理念や教育目標にかかわる問題について

項 目		回答数 (%)
1	教育理念や教育目標を曲げるわけにはいかないので、他の学生と同じ課題を同じ方法で行うことができなければ、単位を与えることはできない	14 (7.0)
2	教育理念や教育目標を曲げるわけにはいかないので、それには抵触しない範囲での些少な個別的配慮のみを認める	88 (43.8)
3	教育理念や教育目標を曲げることは避けたいが、当該学生がその特性に見合った課題・方法で学べるようにできるだけ個別的配慮を行う	90 (44.8)
4	教育理念や教育目標よりも、その学生が単位を取得して卒業できることを重視して最大限の個別的配慮を行う	5 (2.5)
	無回答	4 (2.0)
自 由 記 述		
1	学習上の困難を克服するための手伝い程度が限度で、他学生との公平性は確保する必要がある。 単位が関係する以上、1である意見は変わらないが、単位とは関係ない範囲では、3の対応をとる。	
2	本学部の卒業生には、安全管理についても適切な判断ができることがよう要求されます。教育理念や目標を個別に曲げることは大学としてすべきではないと思います。 目的養成を行っているため、その専門職をやっていくには到底困難な学生には、早めに次の道を考えさせることも合理的配慮。とにかく卒業だけさせて、ニートをつくることは単なる責任逃れである。 地域社会(学外)を現場とする実習系の場合、受け入れ側である相手先との信頼関係が優先され、個別的配慮において限界がある。 JABEEなど教育の質についての保障との調整が必要。 健常学生に対する逆差別にならないよう注意して実施する必要があると思います。	
3	個別的配慮を行うことは必要だが、問題は就職活動や卒業後の社会への適応に対応できるかどうかだと思う。配慮して、なんとか単位を取得、卒業できても、社会や企業からの配慮がなければ本人は辛い思いをすることになる。そう考えると、配慮しすぎず、ある程度厳しく対応することも必要だと思うこともある。 個人によって状況も変わるので、可能な限り個別的配慮は考えたいが、ケースバイケースになるのではないかと思う。 資格の取得に関わる場合には「2」で対応せざるを得ない。	
4	学生が多様化している現在、教育理念・教育目標がすべての学生に対応できるとは思えません。当該学生の個性に見合った課題・方法で指導して社会に送り出すことを重視したい。	

表4 (C) 他の学生との公平性の問題について

項 目	回答数 (%)
1 個別の配慮は他の学生にとって不公平になるので、特別の配慮は行いたくない	9 (4.5)
2 他の学生にとって極端な不公平にならない範囲での配慮のみを行う	125 (62.2)
3 当該学生は発達障害のために他の学生とは異なる困難を有しているのだから、その学生に配慮を行うことで公平性が保たれる	50 (24.9)
4 他の学生との公平性については特に気にならない	13 (6.5)
無回答	4 (2.0)

自由記述

2	一定の学力を備えた障害のある学生であれば、不公平になるほどの合理的配慮は必要にならないと思う。不公平になるほどの合理的配慮を要する学生は、入学させるべきではないと考える。
	基本的に卒業させる必要はなく、早く別の道に進むように保護者とともに対応する。公平性を保つのは大切である。
	個別の配慮は、他の学生との学習条件を揃えるためのものであり、かつ、個々のケースごとの対応の視点が求められると思う。
	他の学生が個別の配慮を不公平と思わないように専門家による学生への教育が必要である。
	専門家による学生全員への指導（講習など）をして、認識を共有する必要がある。
	資料などについては、発達障害者用などの区別なく、どちらでも通用するレベルの資料を作成すればよい。TAなどを特別に割り当てるなどの対応は発達障害者にしたらよい。
3	個別の配慮により他の学生がその学生に対して違和感を感じれば、そこからその学生への差別が生じ、ますます人間関係がうまくいかなくなるのでは。
	発達障害とは何かという理解がないと、甘えやわがままと誤解されてしまう。発達障害に関する全体的な教育も必要だと思う。
4	発達障害などの精神的問題は、公平性という観点からみてはいけません。その他の障害者のように車椅子や点字等の設備や道具の配慮で済むものではないからです。
	成績評価を下す段階で、絶対評価を行うことが公平性である。それまでの課程で特別扱いする、しないは、常識の範囲で限度を超えない限り、公平性との関わりはない。 多くの学生は理解を示す。

表5 (D) 教員の労力の問題について

項 目		回答数 (%)
1	個別の配慮を行うだけの時間的体力的な余裕が乏しいので、特別な配慮はできない	13 (6.5)
2	時間的体力的な余裕が乏しいので、労力を要さない最小限の個別配慮のみ可能である	65 (32.3)
3	時間的体力的な余裕は乏しいが、当該学生に必要な配慮はできるだけ行う	112 (55.7)
4	当該学生に必要な配慮であれば、教員側に必要となる労力の度合いにかかわらず、それを行う	6 (3.0)
	無回答	5 (2.5)

自由記述

1	<p>これらのコストは教員個人、あるいは所属する法人の余力をあてにしては絶対にいけない(善人が損をする社会は不健全)。別枠にて、社会保障の位置付けで行わなければいけない。つきつめれば、国際的取り決めを必要とする。</p>
	<p>法人化以降、雑務が急増しており、教員の負担を増やさない方策でなければ、实际的に機能しないと考えられる。</p>
	<p>発達障害学生支援のみならず、「仕事を増やすのであれば、人員を増やすべき」の原則を守るべきである。</p>
2	<p>障害の程度にもよりますが、専門家ではない一般教員による対応には限界があると思います。専門家を配置し、そこへのつなぎ役になるくらいが精一杯と思います。</p>
	<p>現状の環境では物理的に無理があり、そこまでの対応を求められれば、多くの教員は疲弊し、教育の質だけではなく、研究の質もで低下しかねない。</p>
	<p>近年の大学改革で、弱い教員は切り捨てられる感があります。その上時間を評価対象外の業務に取られてしまうと、ますます評価が下がり、教員本人の首のほうが危うくなってしまいます。</p>
	<p>個々の教員が一から十まで考えるのは大変なので、相談窓口と対応事例集を用意してほしい。</p>
	<p>「合理的」というのは、配慮に関して当該教員のみが抱え込むことではなく、周囲やシステムの支援を得るといことも含んでいると考えます。</p>
	<p>学生の主張ばかりは難しく教員が潰れてしまう。他の学生にも迷惑になる。でも頑張る教員がつぶれるのは良くないので、学校側に配慮してもらいたいです。</p>
3	<p>発達障害は一種の病気であり、医者でも専門家でもない教員に一次的対応が依存している現状は、なんとかしていただきたいと思う。本学は他大学に比べれば、種々の対応セクションが設けられてはいるが、それぞれの連携があまりとれておらず、結局は担当教員がコーディネーターとして苦勞せねばならない現実がある。コーディネートも含めて専門家の対応を望みます。</p>
	<p>体力的な面より、精神的な負担のほうが大きい。多くの場合、コミュニケーションをとることが難しいので、何度も連絡をしても返事がないことも多い。しかし、頭の片隅には常にその学生のことを入れておかなければならない。</p>
	<p>必要であれば極力努力して、学生に様々な配慮を行うが、現在の教員は多くの犠牲を払って、研究教育を続けているので、もし、発達障害のある学生を定常的に入学させるのであれば(この事には反対ではありません)、対応する(人的)組織を構築すべきだと思います。</p>
4	<p>軽度の障害学生に対しては、教員と友人の配慮が特に有効です。試験を簡単にするとか、個人授業を行うというような方法は不要と考えています。有効なのは、このような学生及び家族に対して行う教員のコミュニケーションです。</p>

表6 (E) 必要となる経費や施設・機材の問題について

	項 目	回答数 (%)
1	発達障害のある少数の学生のために必要となる費用や特別な施設・機材を要する配慮を行うことは、非現実的である	12 (6.0)
2	個別配慮の要請があった場合は、そのために必要となる費用や特別な施設・機材の準備ができるかどうか学内で話し合う必要があるが、現状ではなかなか困難である	64 (31.8)
3	個別配慮の要請があった場合は、そのために必要となる費用や特別な施設・機材の準備ができるかどうか学内で話し合い、できるだけ実現することが望ましい	90 (44.8)
4	入学してきた学生の修学を支援するための配慮なので、必要となる費用や特別な施設・機材を調達して大学として最大限の配慮を行う必要がある	23 (11.4)
	無回答	12 (6.0)
自 由 記 述		
1	大学は高等教育の現場なので配慮する必要ない。 すべての大学で一律に行うのは無理がある。集中が必要か。	
2	個別の配慮は、いわば「費用対効果」という点からすれば、大学全体からみるときわめて全学的な体制づくりの難しい面を持っていると思う。結局は、学生を受け入れたところこの教員個人の負担は避けられなくなってくると思われるので、長期的に続けていける仕組みを考えないと形骸化の可能性が大きくなってしまうと思う。 個別配慮の費用等のうち、個別のパソコンソフト等は本人が負担すべきである。共用性のあるものは、一部負担とし、TAなどはボランティアを募る。病気になったときに自己負担で治療するのと同じである。 TAの配置は望ましいが、年度が始まる前に申請する必要があるため、受講学生が決まってからの配置は現在のやり方では困難であると思います。 TAを雇うにしても、TAにその配慮に関する知識及び対応を身につける研修が必要。	
3	「物」よりも「人」(カウンセリング、普段のケアの専門家)への投資が必要と考える。「物」だけあっても、専門家でない大学教員には、まともな対応は難しいと考える。 人的な労力(特別なTAを割り当てるなど)以外は、ユニバーサルデザインで発達障害者にあわせた施設・教材を準備すればよい。 配慮の必要な学生がいる授業(学科)にTA経費を割り当てる等のルールを決めておくことが望ましいと考えます。	
4	国が推進する政策であるので、支援する必要のある学生数に応じた予算措置をするよう、国に要望すべき。 施設・設備・機材などインフラの整備が基本です。その上であって、ソフト面での対応が可能になると思います。ハード面の整備なくして、ソフト面での成果は得られません。	

～5の結果からも示唆された。

半数程度が実行可能としている項目は、「授業の形態や評価方法がその学生にわかるように詳細なシラバスを作成する」「授業内容についての詳細な資料を準備して渡す」「同じ科目に何度も落第する場合、学習の仕方などについて個別に指導する」「試験時間の延長を認める」「試験ではなくレポート提出などの代替課題によって成績を評価する」「実験や実習においてわかりやすい手順説明資料を作成し配布する」「当該学生に個別に対応するティーチング・アシスタント(TA)を配置する」であった。これらの項目は「すでに実施」及び「実行可能」、「実行が難しそう」及び「不必要」との割合が拮抗している中で、「授業の形態や評価方法がその学生にわかるように詳細なシラバスを作成する」について「実行難しそう」が40.3%、「不必要」が9.5%であった。同様に「授業内容についての詳細な資料を準備して渡す」について39.3%と10.0%、「実験や実習においてわかりやすい手順説明資料を作成し配布する」について28.9%、9.5%、「無回答」が11.9%であった。すなわち詳細なシラバスや資料の作成は、教員の負担感が高いと推察される。これは表5の結果からも示唆された。

3分の1程度が実行可能としている一方で、「実行難しそう」と「不必要」を合わせて6割を超える項目は、「休み時間、一人で過ごせるスペースを提供する」「同じ科目に何度も落第する場合、代替科目の履修を特別に認める」であった。一人で過ごせるスペースの提供までを教員が行うことは難しいと感じられたり、代替科目の履修を特別に認めることは単位認定の公平性の観点から認めがたいのであろうと推察された。これについては、表3、4の結果からも示唆された。

2. 合理的配慮を行ううえで検討すべき事項についての分析

(A) 医学的な診断の有無について

約1割は診断書が提出された場合にのみ、個別の配慮を考えるとされていたが、約半数は医師の診断書が提出されていなくても、カウンセラー等

の判断で個別の配慮を考えるという結果であった。そして医師の診断書やカウンセラーの判断がなくても学生が修学上困っていることがわかれば配慮を行うと27.9%が回答しており、発達障害学生が修学上困っているならば、個別の配慮を行うとほとんどの教員が考えていた。診断があった方がよいとする意見には、教員には判断がつかないため、適切な配慮や対応を教員が安心して行うためにも、医師の診断や指示があった方がよいとするものや学生の自己理解を促すためにも重要と考える意見があった。

(B) 教育理念や教育目標にかかわる問題について

「教育理念や教育目標を曲げるわけにはいかない」という意見が約半数で、そのうち「他の学生と同じ課題を同じ方法で行うことができなければ、単位を与えることはできない」が7.0%で、「教育理念や教育目標に抵触しない範囲での些少な個別の配慮のみを認める」が43.8%となっていた。「教育理念や教育目標を曲げることは避けたいが、当該学生がその特性に見合った課題・方法で学べるようにできるだけ個別の配慮を行う」は44.8%という結果で、「教育理念や教育目標よりも、その学生が単位を取得して卒業できることを重視して最大限の個別の配慮を行う」とする意見が2.5%と最も少数であった。他の学生との公平性を確保することに加え、教育の質を保証することや資格取得、卒業に必要な能力や技術を身につけさせるため、あるいは卒業後の生活への適応のためとする意見があった。

(C) 他の学生との公平性の問題について

「他の学生にとって不公平になるので、特別の配慮は行いたくない」が4.5%の一方で、「他の学生との公平性については特に気にならない」は6.5%であった。「他の学生にとって極端な不公平にならない範囲での配慮のみを行う」は62.2%であり、「当該学生は発達障害のために他の学生とは異なる困難を有しているのだから、その学生に配慮を行うことで公平性が保たれる」は、24.9%であり、

自由記述からも公平性をどう捉えるかによる影響と考えられた。また、公平性について合意を形成していただくために、学生および教員に対する発達障害に関する啓発教育が必要という意見もあった。

そこで、たとえば国立特別支援教育総合研究所(2005)⁵⁾の公平性について紹介されていた、Blazer(1999)⁶⁾の合理的な対応(reasonable adjustments)や特別な配慮(accommodations)のたとえば、理解しやすく参考になると考えられる。発達障害がある学生の「教員の指示がわからない」「課題に集中することが難しい」などの学ぶことや生活することの困難な状況を「ごつごつした岩があるグラウンドで野球をする」ことにたとえ、岩を取り除いて、平らなグラウンドにする(=適切な対応をする)ことで、野球を楽しめること(=学生が大学で生活していく上での必要な支援)になると説明されている。

他の学生との公平性に関しては、表1の19「同じ科目に何度も落第する場合、代替科目の履修を特別に認める」について「実行が難しそう」「不必要」を合わせると6割を超えており、自由記述において「基本的に卒業させる必要はなく」「一定の学力を備えた障害のある学生であれば、不公平になるほどの合理的配慮は必要にならないと思う」に示されているように、個別的配慮が単位認定や卒業などについて、結果を保証するものではないという意識をもつ教員が多いことが推察された。

(D) 教員の労力について

「時間的体力的な余裕が乏しいので、労力を要さない最小限の個別配慮のみ可能である」が32.3%、「時間的体力的な余裕は乏しいが、当該学生に必要な配慮はできるだけ行う」が55.7%であり、合わせると9割近くの教員が最小限、あるいは必要な配慮をできるだけ行うとしている。そのように教員が発達障害学生への教育的配慮の必要性を認識する一方で、教育・研究やその評価に疲弊している姿が、自由記述から窺われた。また教員が専門家へのつなぎ役になることや、一人で抱

え込むのではなく、学生に対する配慮や支援のために教員を支援するシステムが望まれていることが明らかになった。

A大学では障害学生支援の修学上の問題については、アクセシビリティセンター(以下AC)が支援の拠点となり、学生の相談に応じ、必要な配慮や支援についての提案を学生、保護者、および部局のAC会議委員、チューター、授業担当教員に対して行っている。その後の関係者間の調整も行いながら、実際に支援を行う体制をとっている。そのコーディネート、連携の一環として、教員に対し、学生へ具体的にどのような配慮や支援を行えばよいか等の相談も行っている。しかしながら、調査では対応に迷った時の相談・支援窓口について「相談できる窓口が学内にあるかどうか知らない」教員が26.4%という結果がでていたので、教員に過度の負担を課さないためにも、この体制を周知し、うまく活用してもらえよう努める必要がある。

(E) 必要となる経費や施設・機材の問題について

予算削減が進む昨今において、経費を配分することについて非現実的及び困難と考える教員は37.8%であり、実現することが望ましい及び最大限の配慮を行う必要があると考える教員が56.2%であった。個別配慮に必要な経費を国に求める意見とともに、TAの配置など「物」よりも「人」が必要とする意見もあったが、現行の制度ではその経費割り当ても難しい状況であるという指摘があった。個別配慮の実現に向けて予算措置が望ましい、最大限の配慮を行うべきという意見の方が多く、実際には困難であると認識されていることが示唆されていた。

V. 結論

「障害者差別解消法」の施行にともない、高等教育において発達障害学生への支援と合理的配慮を提供に取り組まなくてはならなくなった。A大学の教員に対してこの課題についての意識調査を行ったところ、必要な配慮と支援を提供しようとする教員の思いや姿勢が、合理的配慮に関して

「すでに実施」や「実行可能」とする結果に現れていた。しかしながら、学生のどのような状況に対して、いかなる支援が適切と考えるかについてはさまざまな意見があり、それらを調整し合意を形成していく必要があると考えられた。学生への支援と合理的配慮について具体的に検討するうえで、特に教育理念や教育目標にかかわる問題、他の学生との公平性の問題、教員の労力との兼ね合いの問題について教職員間で議論を積み重ね、一定の合意が得られるよう努める必要がある。そして、実際に合理的配慮や支援を要請する学生及び保護者との間で、学生の特性や状況に応じ、どのように配慮と支援を受ける、提供するかについて話し合い、相互に理解と納得のいくよう調整して決めていくことになるだろう。そのためには、発達障害学生が相談できる機関、および指導を行う教員を支える体制、双方の要望や意見を調整する体制等を整備・充実させることが必要と考えられる。

註) 本アンケート調査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費 基盤研究(C)[基金]「研究課題名：発達障害学生に必要な支援の実際と合理的配慮に関する研究」[課題番号26380931, 研究代表者：吉良安之(九州大学) 研究分担者：内野悌司(広島大学)・高石恭子(甲南大学)・菊池悌一郎(九州工業大学)・福留留美(甲南大学)・福盛英明(九州大学)・松下智子(九州大学)]を受けて行われた。倫理審査[承認番号201601R]。

文 献

- 1) 文部科学省：障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)。2012。
- 2) 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所, 独立行政法人 日本学生支援機構：高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する研究—評価の試みと教職員への啓発—研究報告書。2009。
- 3) 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所：発達障害のある学生支援ケースブック—支援の実際とポイント—。ジヤース教育新社, 東京, 2007。
- 4) 井野英江, 飯田由美, 佐々木司：広汎性発達障害(PDD)の大学生の学生生活に対する支援方法の検討—症例の検討を通して—。臨床精神医学, 38(12): 1779-1788, 2009。
- 5) 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所：発達障害のある学生支援ガイドブック—確かな学びと充実した生活をめざして—。ジヤース教育新社, 東京, 2005。
- 6) Blazer, B.: Developing 504 Classroom Accommodation Plans: A Collaborative Systematic Parent-Student-Teacher Approach. Teaching Exceptional Children, 32(2): 28-33, 1999。